

平成18年度税制改正のポイント

I. 所得税・住民税関係

1. 税率構造の見直しによる税源移譲

所得税から個人住民税への税源移譲の実施により、所得税・個人住民税の税率構造改革が行われる。個人住民税は所得割10%比例税率化が導入され、所得税は6段階の累進税率構造となる。この税率構造は、平成19年分以後の所得税及び平成19年度分以後の住民税について適用される。

改正前の税率

所得税		個人住民税	
課税所得	税率	課税所得	税率
330万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	5%
900万円以下の金額	20%	700万円以下の金額	10%
1,800万円以下の金額	30%	700万円超の金額	13%
1,800万円超の金額	37%		

改正後の税率（平成19年分以後）

所得税		個人住民税	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 195万円	5%	一律	10%
195万円～ 330万円	10%		
330万円～ 695万円	20%		
695万円～ 900万円	23%		
900万円～ 1,800万円	33%		
1,800万円～	40%		

※税源移譲に伴う個人住民税での措置

- ① 全世帯の所得税と個人住民税の人的控除の差を考慮した減額措置の実施
- ② 累進税率を前提とした山林所得の5分5乗課税ならびに変動所得及び臨時所得の平均課税の廃止。
- ③ 退職所得に係る特別徴収税額表の廃止。
- ④ 平成18年までに入居した者の所得税の住宅借入金等特別税額控除について
改正前の所得税の税率で算出した税額控除額で、改正後の税率で計算した結果、控除できない部分が発生した場合は、対象者の申請に基づき翌年の個人住民税においてその控除しきれなかった部分が控除できる。

2. 定率減税廃止

定率減税は平成19年以後廃止される。

	平成17年（度）	平成18年（度）	平成19年（度）	
所得税 （1月より）	控除率20% 控除限度額25万円	控除率10% 控除限度額12.5万円	定率減 税廃止	6段階の 超過累進税率
個人住民税 （6月より）	控除率15% 控除限度額4万円	控除率7.5% 控除限度額2万円		一律10%の 比例税率

3. 耐震改修税額控除の創設

災害に強い国づくりの推進の観点から、新耐震基準を満たさない住宅の自発的な耐震改修を、より効果的に促進するため、所得税における耐震改修税額控除が創設される。建物の耐震化率を今後10年間で90%まで引き上げることを目的としている。

平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定区域内の居住用の家屋（昭和56年5月31日以前の建築家屋）について、新耐震基準に適合させるための耐震改修を行った場合には、次の税額控除が適用される。

なお、適用に際しては、確定申告書に住宅耐震改修の費用の額を記載した書類等の関係書類を添付する必要がある。

控除額	その住宅耐震改修に要した費用の10%相当額（上限20万円）
-----	-------------------------------

※ 青色申告書を提出する事業者が、所管行政庁の指示を受けていない特定建築物について認定計画に基づく耐震改修工事する場合は、その工事に伴って取得等をされる建物の部分について10%の特別償却が認められる。

〔参考〕個人住民税

個人住民税では住宅耐震改修を行った場合、固定資産税が減額される。

昭和57年1月1日以前から存していた住宅について新耐震基準に適合する耐震改修工事をおこなった場合（一戸あたり工事費30万円以上のもの）は、その住宅の120㎡部分について以下のとおりの固定資産税の減額措置がとられる。

期間	減額割合
平成18年～21年に工事を行った場合	3年間 1/2 に減額
平成22年～24年に工事を行った場合	2年間 1/2 に減額
平成25年～27年に工事を行った場合	1年間 1/2 に減額

耐震改修税額控除は自己の居住用財産についての税額控除であるのに対し、この固定資産税の減額については、貸家経営者にとってメリットがある。それも、早い時期に行えば行うほど有利になるように規定されている。

4. 地震保険料控除の創設

地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、災害時における将来的な国民負担の軽減を図るため、「地震保険料控除」が創設された。これは損害保険料控除の改組であり、平成19年の所得税、平成20年度の個人住民税から適用される。

所得税

	保険料・掛金の額	所得控除額	
損害保険料控除	短期契約（2,000円以下は全額 それ以上は一定の算式による）	最高 3,000円	長短ある場合 でも最高 15,000円まで
	長期契約（10,000円以下は全額 それ以上は一定の算式による）	最高 15,000円	
地震保険料控除 （平成19年より）	保険料・掛金の全額	最高5万円	

（注）平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等について

- 従前の損害保険料控除が適用される。
- 損害保険料控除と地震保険料控除を適用する場合は、合わせて5万円の所得控除となる。

個人住民税

	保険料・掛金の額	所得控除額	
損害保険料控除	短期契約（1,000円以下は全額 それ以上は一定の算式による）	最高 2,000円	長短ある場合 でも最高 10,000円まで
	長期契約（5,000円以下は全額 それ以上は一定の算式による）	最高 10,000円	
地震保険料控除 (平成20年度より)	保険料・掛金の1/2の金額	最高2.5万円	

(注) 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等について

- ① 従前の損害保険料控除を適用する。
- ② 損害保険料控除と地震保険料控除を適用する場合は、合わせて2.5万円の所得控除とする。

5. 寄付金控除

所得税における寄付金控除が拡大される。小さな政府を実現するためにはNPO法人などの民間非営利活動を活性化することが重要であり、認定NPO法人の認定基準を緩和するとともに、寄付金控除を拡充し民間非営利活動を支援する税制の整備を行う。

この規定は平成18年の所得税から適用される。

寄付金控除額	=	特定寄付金 (注)	の合計額	-	5,000円 (従前は1万円)
---------------	----------	------------------	-------------	----------	------------------------

(注) 特定寄付金とは国又は地方公共団体への寄付金、指定寄付金、特定公益増進法人、認定NPO法人への寄付金等をいい、総所得金額の30%が限度となる。

6. 非永住者制度の対象者

非永住者制度の対象者は、居住者のうち日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年間のうち通算で5年以下の期間、国内に住所又は居所を有する個人となる。

この規定は平成18年4月1日以後の非永住者の判定について適用される。

納税義務者		課税対象
居住者	非永住者以外	すべての所得（全世界所得）
	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内において支払われたもの
非居住者		国内源泉所得のみ

- ① 居住者……国内に住所を有する者又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人
- ② 非居住者……居住者以外
- ③ 非永住者……居住者のうち日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年間のうち合計して5年以下の期間、国内に住所又は居所を有する個人

Ⅱ. 土地・住宅税制

1. 土地に関する登録免許税の税率の軽減措置

適用期限 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間

① 売買による所有権の移転登記	本則1,000分の20 → 1,000分の10
② 所有権の信託の登記	本則1,000分の4 → 1,000分の2

2. 特定不動産取得等の場合の所有権移転登記等

特定目的会社が資産流動化計画に基づき、特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する次の登録免許税の税率の軽減措置について平成20年3月31日まで適用期限を2年延長。

① 不動産の所有権の移転登記	1,000分の6 → 1,000分の8
② 質権又は抵当権の移転登記	1,000分の1 → 1,000分の1.5

※ 不動産登記に係る登録免許税の税率の特例の廃止により、上記以外の登録免許税は本則に戻り、下記のとおりとなる。

登記事項	税率
① 所有権の移転の登記	
・相続又は法人の合併による移転	不動産の価額の0.4%
・共有物の分割による移転	〃 0.4%
・売買その他の原因による移転：土地	1.0%
：土地以外	〃 2.0%
② 所有権の保存登記	〃 0.4%
③ 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記	
・設定又は転貸	〃 1.0%
・売買その他に原因による移転	〃 1.0%
・相続又は法人の合併による移転	〃 0.2%
・共有に係る権利の分割による移転	〃 0.2%
④ 信託の登記	
・所有権の信託：土地	〃 0.2%
：土地以外	〃 0.4%
・所有権以外の権利の信託	〃 0.2%
⑤ 相続財産分離の登記	
・所有権の分離	〃 0.4%
・所有権以外の権利の分離	〃 0.2%
⑥ 仮登記	
・所有権の移転又は所有権の移転請求権の保全	〃 1.0%
・その他（課税標準が不動産の価額であるものに限る）	本登記の税率の2分の1
⑦ 抵当権の設定の登記	債権額の 0.4%

3. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直しと適用期限5年延長

適用期限 平成23年12月31日迄

次の買換えについては適用対象から除外される。

- ①誘致区域の外から内への買換えのうち、工場立地法に係る措置、都市計画区域内の造成団地に係る措置等の一部の措置
- ②低開発地域工業開発地区等及び誘致区域の外から低開発地域工業開発地区等内への買換えのうち低開発地域工業開発地区に係る措置
- ③特定農山村地域内の所有権移転等促進計画に定めるところによる買換え
- ④沿道地区計画の区域内の沿道整備権利移転等促進計画に定めるところによる買換え

4. 土地に係る固定資産税の税負担の調整措置（地方税）

平成18年度から平成20年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地

①商業地等

負担水準	課税標準額
70%超	評価額の70%
60%以上70%以下	前年度の課税標準額（据置）
60%未満	前年度の課税標準額＋当該年度の評価額の5% ※ ※ 評価額の60%を上回る場合には60%相当額 評価額の20%を下回る場合には20%相当額

※ 課税標準額70%（上限額）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めにより、当該年度の評価額の60%から70%の範囲で一定の割合により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が継続される。

②住宅用地

負担水準	課税標準額
80%以上	前年度の課税標準額（据置）
80%未満	前年度の課税標準額 (※2) ＋前年度の課税標準額×住宅用地特例率(※1)の5% ※1 住宅用地特例率は6分の1又は3分の1 ※2 評価額の80%を上回る場合には60%相当額 評価額の20%を下回る場合には20%相当額

③平成19年度及び平成20年度における価格の修正

据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置は継続される。

④著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置の廃止

※ 固定資産税の改正に伴い、土地に係る都市計画税の税負担の調整措置についても所要の改正が行われる。

5. 不動産取得税の標準税率の特例措置（地方税）適用期限延長・廃止

適用期限 平成21年3月31日迄

不動産取得税の標準税率	本則 4% → 3%
-------------	------------

- ①住宅及び住宅用地に係る特例措置 → 延長 平成21年3月31日まで
- ②商業地等の住宅用地以外の土地に係る特例措置 → 延長 平成21年3月31日まで
- ③店舗、事務所等の住宅以外の家屋に係る特例措置 → 廃止 経過措置あり ※

※但し、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準税率3.5%

6. 宅地及び宅地比率土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例適用期限延長

適用期限 平成21年3月31日迄
 宅地及び宅地比率土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置が平成21年3月31日まで延長される。なお、これに伴い所要の調整措置が講じられる。

7. その他**(1) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長**

適用期限 平成20年3月31日迄

(2) 高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長

適用期限 平成20年3月31日迄

(3) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置・適用期限2年延長

適用期限 平成20年3月31日迄
 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200㎡限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限2年延長。

(4) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の賃貸住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置の見直し・適用期限3年延長

第一種中高層耐火建築物 である貸家住宅	固定資産税の減額割合
建 物	最初の5年間 4分の3 → 3分の2
	その後5年間 3分の2 → 3分の1
敷 地	最初の3年間 3分の1 → 6分の1

(5) 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限・2年延長

Ⅲ. 相続・贈与関係

1. 住宅取得等資金に係る贈与の特例

高齢化の進展等を踏まえ、高齢者の保有する資産を次世代に円滑に移転させるとともに、住宅投資を促進する意味で、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例については平成19年12月31日まで適用期限が延長される。

なお、従来のいわゆる5分5乗方式の住宅取得資金等に係る特例は平成17年12月31日までで廃止された。

2. 相続税の物納手続きの明確化・迅速化

中小企業は付加価値を生み出す経済活力の原動力であるが、相続税の過重な負担のために次世代に継承されないことは、わが国の経済のために大きな損失となる。そのため、キャッシュに乏しい中小企業の事業承継の円滑化のために自社株式の物納に係る許可基準を緩和した。

さらに、物納不適格財産が不明確（通達規定）であったが、法令で限定し明確化される。

また、今まで物納申請の許可・却下に数年かかるケースも多く見受けられたが、物納手続きが迅速化される。

以下の税制改正は平成18年4月1日以後の相続について適用される。

① 物納許可基準の緩和

- 取引相場のない株式については譲渡制限株式のみが物納不適格とされ、それ以外の株式の物納は業績等を問わず認められる。但し、売却時に必要となる手続き書類を提出する旨の確約は必要となる。
- 抵当権が設定されている不動産、境界が不明瞭な土地等の一定の財産を物納不適格財産（管理又は処分するのに不適格な財産）として定め、その範囲を明確化する。
- 市街化調整区域内の土地、無道路地等の一定財産を物納劣後財産（他に物納適格財産がない場合に限り物納を認める財産）として定め、その範囲を明確化する。
- 物納申請された財産が物納不適格財産に該当する場合に他に物納適格財産を有するときは、税務署長が却下した日から20日以内に1度限り物納の再申請をすることができる。

② 物納手続きの迅速化

- 物納申請の許可又は却下を物納申請期限から原則3ヵ月以内に行う。
- 同時に物納手続きに必要な書類も明確化され、提出期限も法定される。

③ 納税者の利便性の向上

- 従来延納から物納への変更は一切認められていなかったが、延納中に資力の状況の変化により、延納による納税が困難となった場合は申告期限から10年以内に限り、延納の残額を限度として物納を選択することができる。
- 物納申請をした者について、延納による納付が可能であることから物納申請の全部又は一部が却下された場合は、税務署長が却下した日から20日以内に延納の申請をすることができる。

④ 物納申請中の利子税

物納により納付が完了されるまでの間について利子税の負担を求める。ただし、審査事務期間は利子税を免除する。

従来、物納について利子税がかからなかったのは、物納申請から許可・却下までの期間が、2～3年かかるケースも多くあったからである。

しかし、今回の税制改正で物納申請から許可・却下までの期間が、原則3ヵ月以内となったことにより、利子税の負担も求められることとなった。

3. 物納不適格財産・物納劣後財産

税制改正により、物納不適格財産が明確にされた。

(1) 物納不適格財産（管理又は処分するのに不適格な財産）の具体例

- ・国が完全な所有権を取得できない財産
⇒ 抵当権付の不動産、所有権の帰属が係争中の財産
- ・境界が特定できない財産、借地契約の効力が及ぶ範囲が特定できない財産
- ・通常他の財産と一体で管理処分される財産で単独で処分することが不適当なもの
⇒ 共有財産、稼働工場の一部
- ・物納財産に債務が付随することにより、負担が国に移転することとなる財産
⇒ 敷金等の債務を国が負担しなければならなくなる貸地、貸家等
- ・争訟事件となる蓋然性が高い財産
⇒ 越境建物、契約内容が貸主に著しく不利な貸地
- ・定款に譲渡制限のある株式

(2) 物納劣後財産（他に物納適格財産がない場合に限り物納を認める財産）の具体例

- ・法令の規定に違反して建築した建物及び敷地
- ・地上権、永小作権その他用益権の設定されている土地
- ・接道条件を充足していない土地（無道路地）
- ・都市計画法に基づく開発許可が得られない道路条件の土地
- ・市街化調整区域内の土地、市街化区域外の山林等
- ・相続人が居住又は事業の用に供している土地、忌み地
- ・休眠会社の株式

4. 取引相場のない株式の物納

中小企業は付加価値を生み出す経済活力の原動力であるが、相続税の過重な負担のために次世代に継承されないことは、わが国の経済のために大きな損失となる。そのため、キャッシュに乏しい中小企業の事業承継の円滑化のために自社株式の物納に係る許可基準が緩和された。

譲渡制限株式のみが物納不適格とされ、それ以外の株式の物納は、業績等を問わずに認められることとなった。

ただし、以下の売却時に必要となる手続き書類を提出する旨の確約は必要とされる。

- ① 有価証券届出書及び目論見書又は有価証券通知書を提出する旨の確約書の提出
- ② 評価資料を提出する旨の確約書の提出

5. 延納から物納への変更

従来延納から物納への変更は一切認められていなかったが、納税者の利便性の向上を目的として延納から物納への変更が可能な制度が創設された。

- ・延納中に資力の状況の変化により、延納による納税が困難となった場合は申告期限から10年以内に限り、延納税額からその納期限の到来した分納税額を控除した残額を限度として、物納を選択することができる。
- ・この場合における物納財産の収納価額は、その物納にかかる申請時の価額とする。

Ⅲ. 法人税関係

1. 役員給与・役員賞与・役員退職金

新会社法の施行、役員給与に対する会計基準の整備等の影響により、平成18年度税制改正の中で、役員給与・役員賞与・役員退職金の用語の区分がなくなり、役員給与等として一本化された。実態からの損金算入、損金不算入の判定が行われる。

(1) 役員給与の損金算入（従来損金不算入であった役員賞与の損金算入）

損金算入できる役員給与は、①定期同額給与（所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づき支給する給与）と②利益連動給与（利益に関する指標を基礎として算定される給与）である。）

1) 定期同額要件による給与

平成18年5月施行の新会社法において、役員報酬・賞与が職務執行の対価が「給与等」として一本化され、会計基準では費用処理される。

このことにより、従来損金算入が認められていなかった臨時的給与について、あらかじめの定めに基づいて、確定時期に確定額を支給する場合であれば（たとえば通常の役員給与とは別に6月と12月に支給する給与であっても）、損金算入を認めることとされた。

2) 利益連動給与の損金算入制度

業績連動型役員給与の導入ニーズが上場企業において高まっている。また、新事業展開など果敢にリスクに挑む経営を行おうとする経営者の努力と挑戦を後押しし、有能な人材の獲得にも資する報酬体系を円滑に導入できるように業績連動型の役員給与を損金算入可能とする。ただし、透明性・適正性が確保されていることが要件となる。具体的には次のとおり。

- ① 非同族会社であること
- ② 確定額を限度として、客観的な計算方法により算定されること
- ③ 算定方法につき報酬委員会の決定等の適正手続きがとられていること
- ④ 算定方法が有価証券報告書等で開示されていること
- ⑤ 損金経理されていること等

(2) 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入

実質1人会社の社長給与の損金算入に係る適正化

平成18年5月施行の新会社法において、最低資本金要件の撤廃等により、個人事業者が法人形態を選択することが容易になる。

オーナー社長給与については、法人段階で損金算入でき個人段階で給与所得控除が可能となるため、経費の二重控除となる。そのため実質1人会社のオーナー社長給与の給与所得控除相当部分は法人段階で損金不算入となる。

実質1人会社とは、同族関係者で株式の90%以上保有し、かつ、常務に従事する役員の過半を占める法人をいう。

※以下の場合には適用除外となる。

- ① 所得（課税所得とオーナー社長給与の合計額）が800万円以下の場合
- ② 所得3,000万円以下で、社長給与の占める比率が1/2以下の場合
以上の要件は直前3事業年度の平均額で判定する。

(3) 役員退職金

役員退職金についての損金経理要件がなくなり、損金経理をしているか否かにかかわらず、不相当に過大な部分が損金不算入となる。

上記(1)～(3)の3つの規定は平成18年4月1日以後開始事業年度より適用される。

2. 交際費の損金不算入制度

① 損金算入の特例の期限延長

交際費は原則損金不算入とされているが、販売促進の手段が限られている中小企業にとってはその事業活動に不可欠な交際費が損金として認められないのは非常に痛手である。事業活動の円滑化のために、中小企業に限り認められている損金算入の特例措置が2年間延長され平成20年3月31日までとなった。

② 交際費の課税範囲の明確化

交際費の範囲について、会議費等の隣接費用との区分が明確でないため、従来よりその解釈や運用をめぐる実務上さまざまな税務当局との議論があった。

そこで、課税範囲を明確化し、1人当たり5,000円以下の一定の飲食費（役職員間の飲食費を除く）を交際費の範囲から除外した。

3. 同族会社の判定

種類株式（株式は1株であっても特定の議決権が多く付与される株式等）の発行が自由となったことに伴い、同族会社の判定に議決権割合が判定基準に加わった。

株主等の3人以下で発行済み株式総数の50%超を保有していることが同族会社の判定基準であったが、たとえば解散、合併、分割等の決議に関する議決権、役員報酬等の決議に関する議決権、剰余金の配当に関する議決権等が50%超であっても同族会社と判定される。

4. 同族会社の留保金課税の見直し

中小企業の財務基盤の強化を図る観点から、平均並みの配当を行えば留保金課税の対象外となる改正が行われ、中小企業に不可欠な内部留保充実が図られる。

- ① 同族会社の留保金課税対象法人が、同族関係者1グループで株式等50%超保有会社のみに限定される（従前は同族関係者3グループで株式等50%超保有）。
- ② 留保控除額は、以下のうち最も多い額
 - a. 所得基準……………所得等×中小法人50%（大法人40%）（従前は35%）
 - b. 定額基準……………2,000万円（従前は1,500万円）
 - c. 積立金基準……………資本金×25%－利益積立金
 - d. 自己資本比率基準……自己資本比率30%までの額
- ③ 不適用措置……中小企業新事業活動促進法の経営革新新計画承認企業
（設立後10年以内の中小企業者及び自己資本比率50%以下の中小法人についての措置は廃止）

IV. 中小企業者等に対する政策減税

1. 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入

わが国の経済の活性化には、地域経済や雇用の担い手である中小企業の活発な経済活動が不可欠である。

中小企業の事務負担軽減とともに、小規模企業の設備投資を促進する30万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入制度（即時償却）が平成20年3月31日まで延長される。ただし、損金算入の上限は年間300万円とされた。

この300万円以下という上限枠の規定は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの適用である。

2. IT投資促進税制の廃止と情報基盤強化税制の創設

景気対策の観点から導入されたIT投資促進税制は期限をもって廃止され、高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化するための情報基盤強化税制が創設される。

わが国は部門や企業を越えた情報資産の共有・活用及び情報セキュリティ対策はいまだ不十分であり、このままでは国際競争力の低下及び社会全体の情報セキュリティリスクが顕在化するおそれがある。したがって、情報セキュリティを確保しつつ競争力を強化するための新税制である。

対象資産の内容

- ① OS及びこれと同時に設置されるサーバー
- ② データベース管理ソフトウェア及びこれと同時に設置されるアプリケーションソフト
- ③ ファイアウォール（①または②とともに同時に取得されるもの）

資本金1億円以下の場合には年間投資額が300万円以上のとき、これらの取得価額の10%の税額控除と50%の特別償却の選択適用とされる。

資本金1億円以下の場合にはリース費用総額420万円以上の投資について税額控除が認められる。この規定は平成18年4月1日から平成20年3月31日までの時限措置である。

3. 中小企業投資促進税制

中小企業投資促進税制については対象資産については対象資産にソフトウェア及びデジタル複合機を加え、電子計算機以外の器具・備品を除外した上で平成20年3月31日まで延長される。

ソフトとハードの両面から中小企業者の情報化投資が促進され、設備投資と生産性向上が図られる。

4. 研究開発促進税制の見直しと強化

わが国産業の国際競争力強化と「科学技術創造立国」を目指すうえで、民間企業の研究開発のより一層の促進が不可欠である。

恒久的措置としてある試験研究費の総額に係る税額控除制度（中小企業者に対しては12%）に加え、増加額に対して、追加的に5%の税額控除の上乗せ措置がとられる（平成18年4月1日から平成20年3月31日まで）。

V. 納税環境等

1. 無申告加算税・不申告加算金

昨今、インターネット取引が活況を呈しているが、税務当局にとってはその取引の実態は把握しにくいとみられている。無申告のケースが増加しているとみられている。

そこで、無申告者の増加に歯止めをかけるため、無申告加算税及び不申告加算金の割合について、納付すべき税額が50万円を超える部分の割合が20%に引き上げられる。

平成19年1月1日以後に法定申告期限が来るものについて適用される。

2. 公示制度の廃止

本来の制度目的とは異なる用途に使われている等の指摘を踏まえ、所得税、相続税、贈与税、法人税の申告書に係る公示制度が廃止される。

平成18年4月1日以後に公示する場合について適用される。

以上